

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 34 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年十二月二十四日

国税庁長官 大鹿 行宏

次の表により、改正前欄に掲げる部分の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	国税手続電子 証明書（国税 関係法令に係 る情報通信技 術を活用した 行政の推進等 に関する省令 （平成十五年 財務省令第七 十一号。以下 「オン化省 令」という。） 第二条第一項 第二号に規定 する電子証明 書（同号口に 該当するもの を除く。）をい う。）及び当該 国税手続電子 証明書により 確認される電 子署名（電子 署名及び認証	規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	国税手続電子 証明書（国税 関係法令に係 る情報通信技 術を活用した 行政の推進等 に関する省令 （平成十五年 財務省令第七 十一号。以下 「オン化省 令」という。） 第二条第一項 第二号に規定 する電子証明 書（同号口に 該当するもの を除く。）をい う。）及び当該 国税手続電子 証明書により 確認される電 子署名（電子 署名及び認証

			<p>業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係</p>				<p>業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

			<p>る情報の送信を受けること （個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示 （提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人</p>			<p>る情報の送信を受けること （個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示 （提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）第七号に規定するオン化省令第四条第二項又は第四項及び第八項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</p>			<p>に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）第七号に規定するオン化省令第四条第二項又は第四項及び第八項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</p>
[略]		<p><u>個人番号利用事務実施者</u>に対して、<u>オン化省令第五条の二第一項</u>に規定する<u>特定ファイル</u>に記録された同項に規定する<u>申請等情報</u>を閲覧し、及び個</p>	[同左]		[新設]

		<u>人番号利用事務実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限が付与されること（同項の規定による申請等が行われる場合に限る。）</u>			
備考 表中の[]の記載は注記である。					